

大分県中小企業・小規模事業者 事業継続支援金



- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、大分県が要請した飲食店の時短営業や県民の外出自粛等の影響は、飲食店だけでなく、多くの事業者に及んでいます。
- ◆その事業継続や雇用維持を図るため、時短営業や外出自粛等の影響により、売上が大きく減少した事業者に対し、県独自の支援金を給付します。

給付対象者

次のいずれの要件も満たす者

(1) 大分県が要請した飲食店の時短営業や県民の外出自粛等の影響により、2021年5月又は6月の売上が対前年又は対前々年同期比で30%以上減少していること

(2) 大分県内に本店・本社又は主たる事業所を有する法人(※)、個人事業者であること

※法人は次のいずれかを満たすこと

- ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

次のいずれかに該当する場合は給付対象外となります。

- ① 国の月次支援金の5月分と6月分をともに受給した者
- ② 大分県の時短要請協力金を受給した者
- ③ 風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
その他、法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本支援金の趣旨・目的に照らして
適当でないと大分県が判断する者も対象外となります。

給付額

計算式：(2019年又は2020年の5月と6月の合計売上) - (2021年の対象月(5月又は6月)の売上 × 2)

上限：法人30万円、個人事業者15万円

※国の月次支援金を5月分か6月分のいずれか1月分のみ受給している場合の給付額は1/2

申請方法

県庁ホームページからのオンライン申請又は郵送での申請を予定

申請期間

令和3年7月上旬～9月末を予定

※申請受付から2～3週間程度での支払を予定しています。

ただし、受付開始当初は申請が集中するため、時間がかかる場合があります。

【注】売上が50%以上減少した事業者は、まずは国の月次支援金をご検討ください

- ・国の月次支援金は、4月以降の緊急事態宣言等の影響を受け、売上が50%以上減少した事業者に対し、国が1月あたり法人最大20万円、個人事業者最大10万円を直接給付する制度です。
- ・5月分と6月分をあわせた金額では法人最大40万円、個人事業者最大20万円となります。
- ・5月分か6月分のいずれか1月分しか月次支援金を受給していない場合は、県の事業継続支援金への申請も可能です。

必要書類、特例申請などの詳細については、6月中旬頃に県庁ホームページから申請要領等でお知らせします。

【問い合わせ先】

大分県商工観光労働部商工観光労働企画課

TEL：097-506-3215

※専用コールセンターを7月上旬に開設予定

各種支援制度の情報は
中小企業支援ポータル！

<https://oita-chusho.jp/>

